

目的ローン

平成28年4月1日現在

商品名	シニアライフローン
	(一社)しんきん保証基金 〔一般個人ローン〕
ご利用いただける方	・満60歳以上で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方 ・国民年金・厚生年金・各種共済年金の受給者で、自信用金庫に年金受取口座を有している者。 または、自信用金庫に同年金の年金受取口座指定の手続きをした方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の会員になれる方 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員とすることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お使いみち	・リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金(お申込みの際、お見積書等資金使途が確認できる書類が必要となります)
ご融資限度額	・1万円以上100万円以内 ・ただし、お申込金額と(一社)しんきん保証基金の保証付きローンご利用額(他行含む)の残高合計(住宅ローン、保険ローンを除く)で2,000万円以内とします。
ご利用期間	・3ヶ月以上10年以内
ご融資利率	・「変動金利型」と「固定金利型」いずれかをご選択いただき、それぞれ当金庫所定の適用金利に保証料率を加えた利率とさせていただきます。 ・変動金利の場合、借入後の利率は基準金利(長期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入れ後の利率の変更回数は4月と10月の年2回で新利率はそれぞれ翌月の約定返済分から適用します。
ご返済方法	・隔月元利均等・元金均等割賦返済(約定返済日は偶数月15日) (毎月元利均等・元金均等割賦返済もできます。その場合の約定返済日は15日)
担保	・原則、担保は必要ありません。
保証人	・(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
手数料	・融資条件の変更には、手数料がかかる場合があります。
保証料	・(一社)しんきん保証基金の定める保証料率をご融資利率に別途上乘せとなります。 ・保証料率:年0.54%
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時~17時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。 ・紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。 ・融資金は可能な限り振込みしていただきます。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。